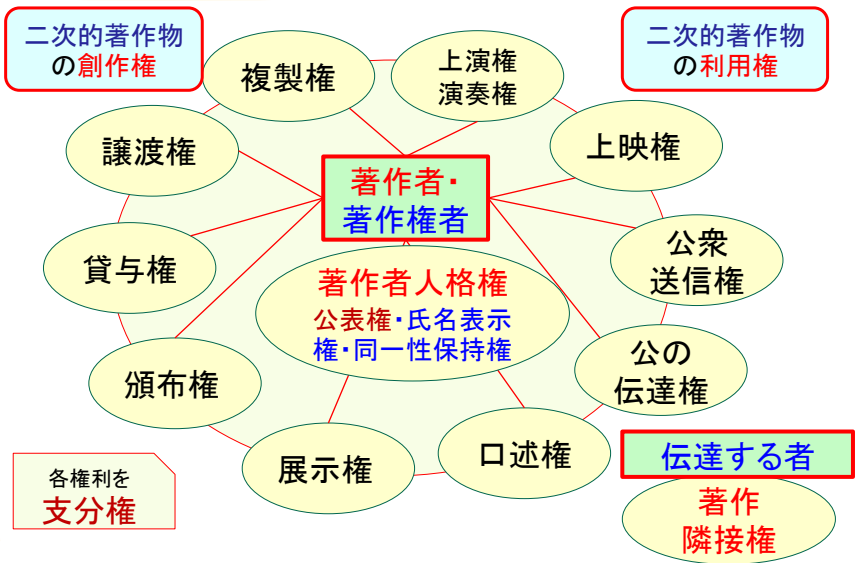


# 著作権の目的とならない 著作物 保護期間 権利の 消滅 フェアユース 著 作権制限の概要

杉山 務

## 著作権



## 著作物の利用

- 保護対象とならない著作物
- 保護期間が切れている著作物
- 著作権者の了解を得る
- 著作権の譲渡
- 適法に譲渡された著作物 消尽
- 出版権の設定
- 文化庁長官の裁定
- 著作権が制限されている利用

3

## 保護対象とならない著作物

13条

**著作物とは** 思想又は感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（2条）

著作物でないものは、保護対象ではない

著作物であっても保護対象とならないものがある

（権利の目的とならない著作物）

13条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

4

## 保護対象とならない著作物

10条②③13条

**著作物**でないものは、保護対象ではない  
事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道  
プログラム言語、規約及び解法

### 保護を受ける著作物

(権利の目的とならない著作物)

13条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

6条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民の著作物
- 二 最初に国内において発行された著作物

7条 (保護を受ける実演) 8条 (保護を受けるレコード) 9条 (保護を受ける放送) 9条の2(保護を受ける有線放送)

5

## 権利の目的とならない著作物

13条

- ・ 憲法や法律 条約, 命令, 条例, 規則
- ・ 告示、訓令、通達(国や地方公共団体発行)  
白書などの報告書は含まれない
- ・ 裁判所の判決、決定、命令、行政庁の採決、決定  
特許庁の審決
- ・ 法律や告示、判決などの翻訳物、編集物  
私人の作成する翻訳物や編集物は保護対象

国民に広く周知徹底を図るものであるから、何人も自由に利用できる状態にしておくことが必要

著作権が発生せず著作人格権もないから加工・編集自由

6

## 龍溪書舎事件

東京高裁570422

本件著作物は、近代における日本及び日本人の海外経済活動に関する調査を**経済史的見地から分析整理**して叙述したものであり、**史料的、学術的価値が高く、当面すべき対連合関係の賠償問題及び日本人の在外資産の補償問題等**に対処するため、**政府部内の執務資料**として編さんされたものであり、**一般に公示して周知させるべき性質の著作物でない**ことは明らかで、**学術に関する著作物として著作権の目的となる**ものである。

7

## 保護期間が切れている著作物

### 保護期間 (51条～58条)

原則 (51条)	著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる著作者の <b>死後</b> (共同著作物にあつては、最後に死亡した著作者の死後) <b>50年</b> を経過するまでの間、存続
団体名義の著作物の保護期間 (53条)	その著作物の <b>公表後50年</b>
映画の著作物の保護期間 (54条)	<b>公表後70年</b>

### 青空文庫

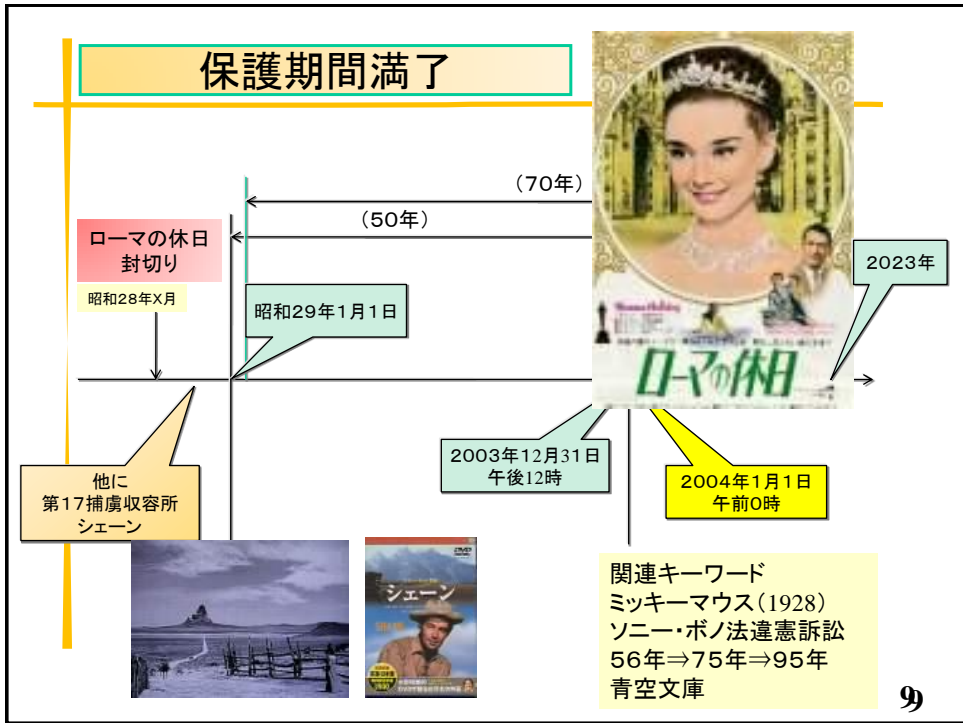
青空文庫は、利用に対価を求めない、インターネット電子図書館著作権の**消滅**した作品と、「自由に読んでもらってかまわない」とされたものを、テキストとXHTML(一部HTML)形式で揃えている。

<http://www.aozora.gr.jp/index.html>

### ローマの休日

米映画会社のパラマウント・ピクチャーズ・コーポレーションが、「ローマの休日」の映画の著作権保有を主張し、格安DVDを販売しているファーストレーディングに販売差し止めなどを求めた仮処分申請で、東京地裁は06年7月11日、映画の保護期間は2003年末で満了しているとして、申し立てを却下

8



## 願真卿有対物と無対物

最二判590120 ★

願真卿の書を所蔵する財団が、複製物を正当に所有する出版社が発行した出版物について販売差止と廃棄を求めた。

美術の著作物の原作品の所有者でない者が、有体物としての原作品に対する所有者の排他的支配権能をおかすことなく原作品の無体物としての著作物の面を利用しても、原作品の所有権を侵害するものとはいえない。

美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体现しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない。

原作品の所有者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するとするならば、著作権法が著作物の保護期間を定めた意義は全く没却されてしまうことになる

願真卿の書

## 著作権者の了解を得る

☆個々に契約を行い、利用許諾を得る



契約窓口の一本化



権利の集中管理

対象: 著作権(音楽、小説、脚本)  
業務: 許可制  
使用料規定: 認可制

旧法: 仲介業務法 昭和14年～



対象: 著作権・著作隣接権全般  
業務: 登録制  
使用料規定: 届出制  
協議・裁定制度

新法: 著作権等管理事業法 平成13年10月～

11

## 著作権譲渡

### 著作権の譲渡

著作権は、その全部又は一部を**譲渡**可能

(譲渡権) ※ 映画は別途規定

**26条の2** 著作権は、その著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

**五** 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

この1号が「消尽」の規定;適法な譲渡であれば権利は消尽し、再度の権利主張はできない。また、5号により「国際消尽」を規定する。

(著作権の譲渡)

**61条** 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、27条又は28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

12

## 著作権消滅

### 著作権の消滅

- ・ 相続人が不存在の場合
  - ・ 著作権者である法人が解散した場合
- 著作権は**消滅**

(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

**62条** 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法959条(残余財産の国庫への帰属)の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

### 保護期間の満了による消滅

Q; 著作権は放棄できるか。

13

## 出版権、裁定

### 複製権を有する著作物(小説、マンガ、詩歌)の出版権の設定

著作権の利用法の中で、**最も典型的**なものが出版である  
21条規定の権利(複製権)について、  
出版に関し、79条～88条で規定

### 文化庁長官の裁定による利用

著作者不明の場合や許諾を得られない場合、文化の発展が阻害されるおそれがあるから、利害調整のため、文化庁長官が裁定を行う。

(67条～74条)

14

## ま と め

ビジネスとして、著作物を利用するには  
権利者の許諾を得るか  
権利期間が切れるまで待つか  
それとも・・・

※ 「ビジネスとして」とは、「会社内で」と同義

ご清聴 ありがとうございました。